

廃棄物処理計画策定における根拠規定等

1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

(都道府県廃棄物処理計画)

- 第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。
- 2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
 - 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
 - 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項
- 3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」

(都道府県廃棄物処理計画)

- 第一条の二の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第五条の五第二項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込みは、廃棄物の種類ごとに定めること。
 - 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項には、廃棄物の種類ごとに、次の事項を定めること。
 - イ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状
 - ロ 廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出の抑制、再生利用、中間処理、最終処分（法第十二条第三項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）その他その適正な処理に関する目標
 - ハ ロに掲げる目標を達成するために必要な措置
 - ニ 廃棄物の不適正な処分の防止のために必要な監視、指導その他の措置に関する事項
 - 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項には、次の事項を定めること。
 - イ 一般廃棄物の広域的な処理に関する事項
 - ロ 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な市町村間の調整その他の技術的援助に関する事項
 - 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項には、次の事項を定めること。
 - イ 産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物の処理施設の確保のための方策
 - ロ 産業廃棄物の処理施設の整備に際し配慮すべき事項
 - 五 非常災害時における法第五条の五第二項第二号から第四号までに掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項には、次の事項を定めること。
 - イ 非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項
 - ロ 非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
 - ハ 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項

3 「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成30年6月閣議決定)

【将来像】

地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示している。

【目標値】

	2000年度	2015年度	2025年度目標
資源生産性(万円/トン)	24	38	49(+102%)
入口側の循環利用率(%)	10	16	18(+8ポイント)
出口側の循環利用率(%)	36	44	47(+11ポイント)
最終処分量(百万トン)	57	14	13(▲77%)

()内は2000年度比

【国の取組】

地域循環共生圏の形成、シェアリング等の2Rビジネスの促進・評価、家庭系食品ロス半減に向けた国民運動、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策、災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進等を行う。

4 「第四次長野県環境基本計画」(2018年度から2022年度までの5年間)

【基本的考え方】

➤SDGs(持続可能な開発目標)による施策の推進

SDGsは、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチベネフィット」を目指しており、施策の推進に当たり、あらゆる主体のパートナーシップにより、本県の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくとともに、経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指す。

【循環型社会の形成に関すること】

(現状と課題)

- ・一般廃棄物総排出量は減少傾向、2年連続で1人1日当たりのごみ排出量が日本一少ない県を達成
- ・産業廃棄物総排出量は汚泥の増加により増加傾向
- ・廃棄物の保管基準違反など、不適正処理が跡を絶たない状況

(将来像)

- ・3Rの意識が浸透し、すべての廃棄物が資源として循環する社会が実現
- ・地域で発生する廃棄物を資源化し、地域内で利活用する「地域循環圏」が確立
- ・廃棄物の適正処理が推進され、安心安全な生活環境が確保

(主な施策)

- ・「残さず食べよう!30・10運動」など食品ロスの削減による「ごみ減量日本一」の継続
- ・地域内で資源の利活用を進める「地域循環圏」の構築
- ・廃棄物の不適正処理に対する重点的な監視指導の実施

☆フードバンク等を通じた生活困窮者等への支援(マルチベネフィット)

☆「きれいな信州環境美化活動」の推進による観光地のイメージアップ(マルチベネフィット)

(達成目標)

指標名	現状	目標
一般廃棄物 総排出量	654千トン (1人1日当たりのごみ排出量 836グラム) (2015年度実績)	588千トン (1人1日当たりのごみ排出量 795グラム) (2020年度)
産業廃棄物 総排出量	4,341千トン (2013年度推計)	4,358千トン (2020年度)
一般廃棄物 リサイクル率	23.0% (2015年度実績)	24.3% (2020年度)